

○みんなの公園プロジェクト補助金とは

都市公園を毎月1回清掃、除草等していただいた団体に対し、補助金を支給します。除草等に参加した人数により、金額が支給されます。

今年度、試験的に行う事業で名瀬地区の都市公園を清掃・除草等できるスポーツ少年団を対象としています。

○補助金交付までの流れは以下の通りです。

1. 事前確認（電子フォーム）

- 活動を希望する公園・参加人数について確認します。

<電子フォーム>

<https://logoform.jp/f/8hv5r>



- 請求書以外はメールでやり取りします。

2. 補助金交付申請書（様式1）

- 補助金を受けるための申請を行います。別紙、年間活動計画も作成してください。
- 交付決定通知書（様式2）が送付されます。

3. QRコードを読み込んで電子フォームにより活動前後に報告

- 指定されたQRコードを読み込み、電子フォームを通じて活動前後に報告します。
- 毎月10日までに活動予定の報告をしてください。

<電子フォーム>

<https://logoform.jp/f/wL1iG>



- 月末までに実績を報告してください。

<電子フォーム>

<https://logoform.jp/f/LSqXC>

<活動要領>

- 場所：登録通知で指定された公園
- 日時：毎月第3日曜日（市民清掃日）AM8時までに1時間程度。当日実施が困難な場合は、第3土曜日の夕方明るい時間に行っても問題ありません。
※市民清掃が中止になったら、中止となります。
- 草やゴミは袋に入れて、1か所にまとめてください。
- 毎回、活動前（現場）・活動中（作業風景）・活動後（現場・人数・集積場所）の写真5枚および参加人数について報告してください。

4. 交付金額の決定

- 毎月の活動報告に基づいて、交付金額確定通知書（様式 4）が送付されます。
- 参加人数 10～20 人未満のときは月 5,000 円/回、20～40 人未満のときは月 10,000 円/回、40 人以上のときは月 15,000 円/回が支給されます。

5. 決定額を基に請求書の作成（様式 5）

- 決定された交付金額に基づいて請求書を作成し、提出してください。

6. 指定された口座へ振り込み

- 請求書に基づき、指定された口座へ振り込みが行われます。
- 実績に応じて、支払いを行います。

7. 必要経費について

- 活動にかかる消耗品や器具代などの必要経費として上限 5,000 円を支給します。
- 必要経費は年に 1 度、随時請求することができます。必要経費交付申請書（様式 1-1）に請求書（様式 5）及び領収書を添えて申請してください。
※日付は記入しないでください。

●注意事項:

- 事故や問題に関しては責任を負いませんので、自己責任での対応をお願いします。
特に草刈り機を使用する場合は、保護具を着用し、周囲への安全対策を行ってください。小石などの飛散物が人に怪我をさせたり、物を破損させたりすることがあります。
- 予算の範囲内で事業を実施するため、途中で終了することもあります。
- 公園の面積により、申請できる団体数が変わります。
- 1 団体につき、1 公園のみ申請できます。